

令和7年度 宮古島市地域づくり支援事業(公募型)募集要項

I 事業の概要

1 趣旨・目的

地域の個性及び資源を活かした「自主的で個性豊かな宮古島」を推進する地域づくり団体等に補助金を交付し、活動の支援を行う。

この事業は、地域の活性化に向けて、地域住民が「自ら考え、自ら実践する」宮古島市にふさわしい地域づくり活動を支援することにより、自主的で個性豊かな地域社会を構築することを目的とする。

2 補助金の額

○1団体50万円を上限とする。

3 補助対象者

合併前の市町村を単位とする区域のうち、地域づくり協議会が設置されていない平良地域において活動を行う団体とする。

4 対象となる団体の要件等

- (1) 構成員が5人以上の団体であること。
- (2) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする事業でないこと。
- (3) 代表者は納税の義務を果たしていること。
- (4) 当該年度に完了する事業であること。
- (5) 国、地方公共団体（外郭団体や各種団体を通じて行うものを含む。）の補助金等の交付を受けない事業であること。
- (6) 本事業で過去に3回の補助金交付を受けていない団体であること。

5 対象となる事業

- (1) 地域の伝統、文化の保存・活用を図る事業
- (2) 地域の自然環境保全、景観づくりを図る事業
- (3) 地域の環境美化、エコ活動を図るための事業
- (4) 地域の特性を生かした産業振興のための事業
- (5) 地域のスポーツ振興を図るための事業
- (6) 地域の福祉・健康づくりを図る事業
- (7) 青少年の健全育成を図る事業
- (8) 安心、安全な地域づくりを図るための事業
- (9) その他市長が必要と認める事業

6 対象となる活動費

上記活動を行うのに必要な経費（謝礼金、旅費交通費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保険料、委託料、使用料・賃借料、備品購入費等）

ただし、次に掲げる経費等は対象外とします。

①団体の事務所を維持するための経費

（例）×事務所の家賃や光熱水費

②団体の経常的な活動に要する経費

（例）×経常業務を行う事務局員の人件費等

③団体の構成員の飲食や親睦に要する経費

（例）×懇親会費等

○会議の茶菓子代、○講演会講師の昼食代

③高額な備品の購入費

1つの備品で購入金額が概ね10万円を越えるものは対象としません。

（例）×12万円の芝刈り機を1台購入する場合は認めない。

○3万円の刈払機を4台購入して合計が12万円となる等の場合は認める。

④不動産の購入費

7 補助金の決定

補助金の交付を要望する団体を広く市民に公募し、審査委員会により補助対象団体の選考と補助金交付額の査定を行います。審査結果は市長に報告され、補助対象事業を内定します。

8 事業の完了

補助金の交付を受けた団体は、原則として年度内に事業を完了させるものとします。事業は実績報告書の提出をもって完了とします。

Ⅱ 活動の募集等

1 申請様式の配布

日 時：令和7年5月12日（月）から配布開始

配付場所：市民生活部 地域振興課（宮古島市役所 総合庁舎1階）

※宮古島市のホームページからもダウンロードできます。

【市の組織>>市民生活部>>地域振興課>>お知らせ欄】

2 応募期間

令和7年5月19日（月）～ 令和7年6月20日（金）

3 応募方法

下記担当者へ申請様式及び団体の規約を提出

3 担当者連絡先

市民生活部 地域振興課（総合庁舎1階）

担当者 溝尻

電 話 73-4905

F A X 73-1987

※活動内容や申込書記載内容のヒアリングを行いますので、郵送等の応募はできません。必ず活動内容等の分かる方が持参してください。なお、お越しになる際は、お手数ですがご予約のうえでお越しください。

Ⅲ 審査

1 事業内容の審査

応募のあった事業については、一次審査を地域振興課で行い、二次審査を宮古島市地域づくり支援事業補助金(公募型)審査委員会が行います。

2 審査基準

- ① 地域の活性化につながる活動であること。(5点)
- ② 独自の発想や新たな視点による(独創的な)活動であること。(5点)
- ③ 波及効果や新たな展開が期待できる(発展的な)活動であること。(5点)
- ④ 計画や費用が実現可能で妥当な(実現性のある)活動であること。(5点)
- ⑤ 自立できることが期待される(自立性のある)活動であること。(5点)

3 審査方法

- ① 審査員は、審査基準に対し5段階で評価を行います。
- ② 獲得点数の高いものから、順位を決定します。
- ④ 同点の場合は、審査員の多数決で決定します。
- ⑤ 審査結果(交付団体の選考と交付額の査定)を市長に報告します。

4 交付額の査定

事業予算書の支出に対象とならない経費が含まれている場合、または、通常より著しく高額な経費が含まれている場合はその経費について減額することがあります。

(例) 講師の謝礼や交通費が通常より著しく高額な場合

5 交付団体の決定

内定通知を団体の代表者に通知し、補助金交付申請書の提出を受け決定します。補助金の交付を辞退する団体が出た場合には、審査順位により順位を繰り上げる場合があります。

※宮古島地域づくり活動支援事業補助金(公募型)交付要綱」により、手続を行います。

6 活動状況(事業効果)の公表

補助金の交付を受けた団体は、活動状況(事業効果)を市民の方に広く紹介していただくため、宮古島市HP等で活動状況を公表するものとします。